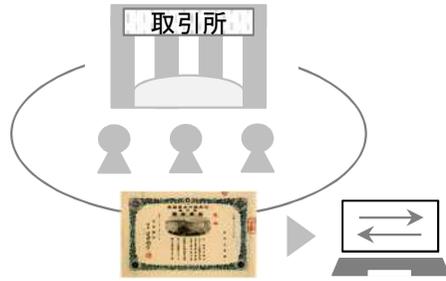


情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

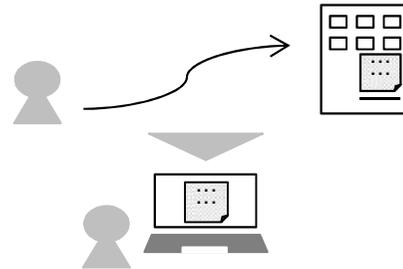
デジタル化など資本市場を取り巻く環境が変化中、資本市場の効率化及び活性化を図るため、
「デジタル化への対応」、「スタートアップ企業の上場日程の期間短縮」に関する制度を整備

デジタル化への対応

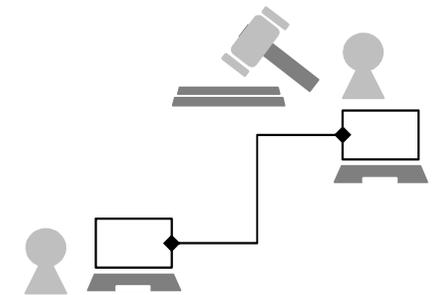
- 取引所に上場している有価証券の中で唯一デジタル化されていない**日銀出資証券のデジタル化**
【改正内容】
 - 日銀出資証券を含む特別法人出資証券を振替制度の対象に追加



- 投資法人、特定目的会社、有限責任監査法人**登録簿等**(項目例: 役員や営業所等の情報)の**インターネット公表**
【改正内容】
 - インターネット公表に際して、個人情報(役員の住所)を除くための規定を整備



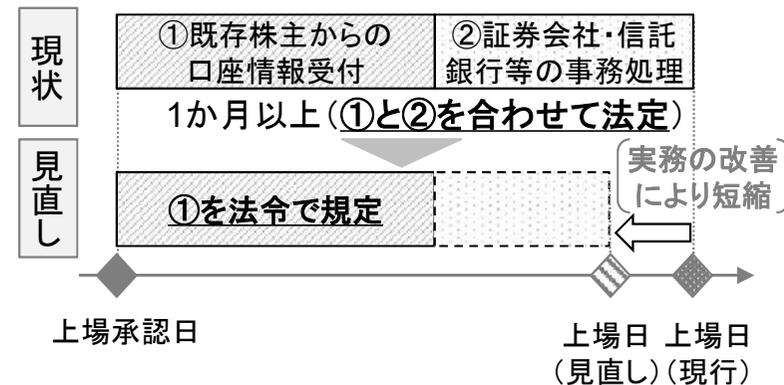
- 財務書類の虚偽証明等を行った公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**
【改正内容】
 - オンラインによる送達・申立て、オンライン会議による審判手続、事件記録の電子化



スタートアップ企業の上場日程の期間短縮

- スタートアップ企業をはじめとする未上場企業が上場する際、公開価格がより適切に決定されるようにするため(注)、振替法により**1か月以上と法定されている上場承認日から上場日までの期間**について、株主保護を図りつつ、実務の改善による**短縮を可能とする見直し**

(注) 上場承認日から上場日までの期間が長いことにより、その間の価格変動リスクから、公開価格がより低く設定されているとの指摘



※その他、2006年、社債、株式等の振替に関する法律第12条第2項を改正する際に、併せて手当てする必要があった同法第48条の規定について、所要の整備を実施